

議案第115号

福岡市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分について

令和2年3月30日介護保険法施行令の一部が改正され、同年4月1日から施行されたことに鑑み、所得の少ない被保険者の負担を更に軽減するため保険料率を改める必要があったので、地方自治法第179条第1項の規定により、福岡市介護保険条例の一部を改正する条例を令和2年4月20日次のように専決処分した。

福岡市介護保険条例の一部を改正する条例

福岡市介護保険条例（平成12年福岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「23,703円」を「18,233円」に、同条第3項中「38,290円」を「29,173円」に、同条第4項中「52,876円」を「51,053円」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和2年度における普通徴収の特例）

第13条 令和2年度の各納期において納付すべき保険料の納付額は、第12条第1項の規定にかかわらず、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の福岡市介護保険条例第9条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、平成31年度分までの保険料については、なお従前の例による。

上記について地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年4月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎